

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、社会福祉センター太陽の里いわきにおける処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

■取得事業所

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

特別養護老人ホームひまわり荘／ひまわり荘短期入所生活介護事業所／ひまわり荘通所介護事業所／(特定施設入居者生活介護)ケアハウス日之出荘／片寄診療所通所リハビリセンター

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

太陽の里いわき訪問介護事業所

◇入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用

◇資質の向上

- ・介護福祉士の資格取得を目指すものに対する、実務者研修等の情報提供
- ・より専門性の高い技術・知識を取得するための外部研修の参加支援
- ・各種研修受講については、各層別に職員を選抜し、育成を行っている
- ・公休取得や代替職員等の確保を行い、研修や講習受講しやすい環境整備

◇労働環境・処遇改善

- ・ICT導入による業務効率化
- ・随時ミーティングを行い業務内容やケア内容の改善を図っている
- ・各種委員会の運営や事故対応マニュアルを整備している
- ・リフト浴導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛

対策等負担軽減を図っている

- ・ 仕事と子育ての両立を促し、育児休業やシフト上の配慮を図っている
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境整備
- ・ 年次健康診断、ストレスチェックの実施。全館及び敷地内全面禁煙。

◇その他

- ・ 個人の事情を鑑みた勤務シフトの配慮
- ・ 非正規職員から正規職員への転換の奨励